

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社 大林組 名古屋支店	東京都	平成30年4月12日から平成30年8月11日(4か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第4号(独占禁止法違反行為)	当該業者は、東海旅客鉄道(株)が発注する、中央新幹線に係る建設工事(名古屋駅新設工事等)において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月23日に公正取引委員会より刑事告発された。 このため、公社の契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。
清水建設 株式会社 名古屋支店	東京都			
鹿島建設 株式会社 中部支店	東京都			
大成建設 株式会社 名古屋支店	東京都			

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第4号

指名停止要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
4 愛知県、岐阜県及び三重県の区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内